

# ○津山工業高等専門学校総合情報 センター規程

〔平成18年2月28日  
規程第13号〕

改正 平成20年4月1日規程第13号 平成21年3月18日規程第7号  
平成23年2月25日規程第4号 平成28年2月17日規程第16号

(趣旨)

**第1条** この規程は、津山工業高等専門学校内部組織規程（平成16年規程第6号）第10条第2項の規定に基づき、津山工業高等専門学校総合情報センター（以下「センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** センターは、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の情報処理設備及び情報ネットワークを一元的かつ効率的に運用し、本校における情報処理教育、マルチメディア教育、先端科学技術研究、学術情報サービス、高速度情報通信及び事務処理に必要な高度情報処理機能を提供し、もって教育研究の進展に資することを目的とする。

(業務)

**第3条** センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- (2) 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- (3) 教育用マルチメディアネットワークの運用と管理に関すること。
- (4) 教育研究における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (5) 事務処理における電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- (6) 情報ネットワークを介した情報検索及び情報公開の支援に関すること。
- (7) その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(部門)

**第4条** センターに、部門を置く。

2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(職員)

**第5条** センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 3 人
- (3) センター専門教員
- (4) センター員

(センター長，副センター長及びセンター専門教員)

**第 6 条** センター長，副センター長及びセンター専門教員は，教員のうちから，校長が任命する。

- 2 センター長は，センターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は，センター長の職務を補佐し，部門の長を兼ねる。
- 4 センター専門教員は，副センター長を兼ねることができる。
- 5 センター専門教員は，センターの業務を技術面から支援する。
- 6 センター長，副センター長及びセンター専門教員の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(センター員)

**第 7 条** センター員は，次の各号に掲げる者をもって充て，校長が任命する。

- (1) 各専門学科及び一般科目から推薦された教員各 1 人
  - (2) 技術部から推薦された技術職員 1 人
  - (3) 事務部各課から推薦された職員各 1 人
  - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 センター員は，センターの業務を処理する。
  - 3 センター員の任期は，1 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

(システム管理者)

**第 8 条** センターに，システム管理者を置く。

- 2 システム管理者は，第 5 条に掲げる職員のうちから，校長が任命する。
- 3 システム管理者は，センターのシステムの管理及び運用を行う。
- 4 第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当するシステム管理者の任期は，2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
- 5 前項以外のシステム管理者の任期は，2 年を限度とし，その都度校長が定める。

(事務)

**第 9 条** センターに関する事務は，学生課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年4月1日規程第13号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成21年3月18日規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年2月25日規程第4号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する

**附 則** (平成28年2月17日規程第16号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

。